

第105号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に改める。

第9条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

地域未来投資促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法人又は個人が、地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するため、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対しては、次の各号に掲げる県税の課税を免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の規定は、同条に規定する促

進区域内において、同条に規定する法人又は個人が、同条に規定する同意日（以下「同意日」という。）以後に同条に規定する対象施設を設置した場合について適用する。

- 3 同意日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第9条の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第3号の規定の適用については、同号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは、「いずれか遅い納期の末日）又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第 号）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。
- 4 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条に規定する同意集積区域内において、同条に規定する法人又は個人が、同条に規定する事業の用に供するため、平成29年7月30日までに同条に規定する対象施設を設置した場合については、なお従前の例による。
- 5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号。以下「改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「旧企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域内において、法人又は個人が、改正法附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する企業立地計画に従って、旧企業立地促進法第9条第1項に規定する特定事業のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成29年総務省令第55号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）（以下「旧企業立地促進法省令」という。）第4条に規定する業種

に属する事業の用に供するため、平成30年3月31日までに、旧企業立地促進法
省令第3条に規定する対象施設を設置した場合には、旧条例第9条の例
による。